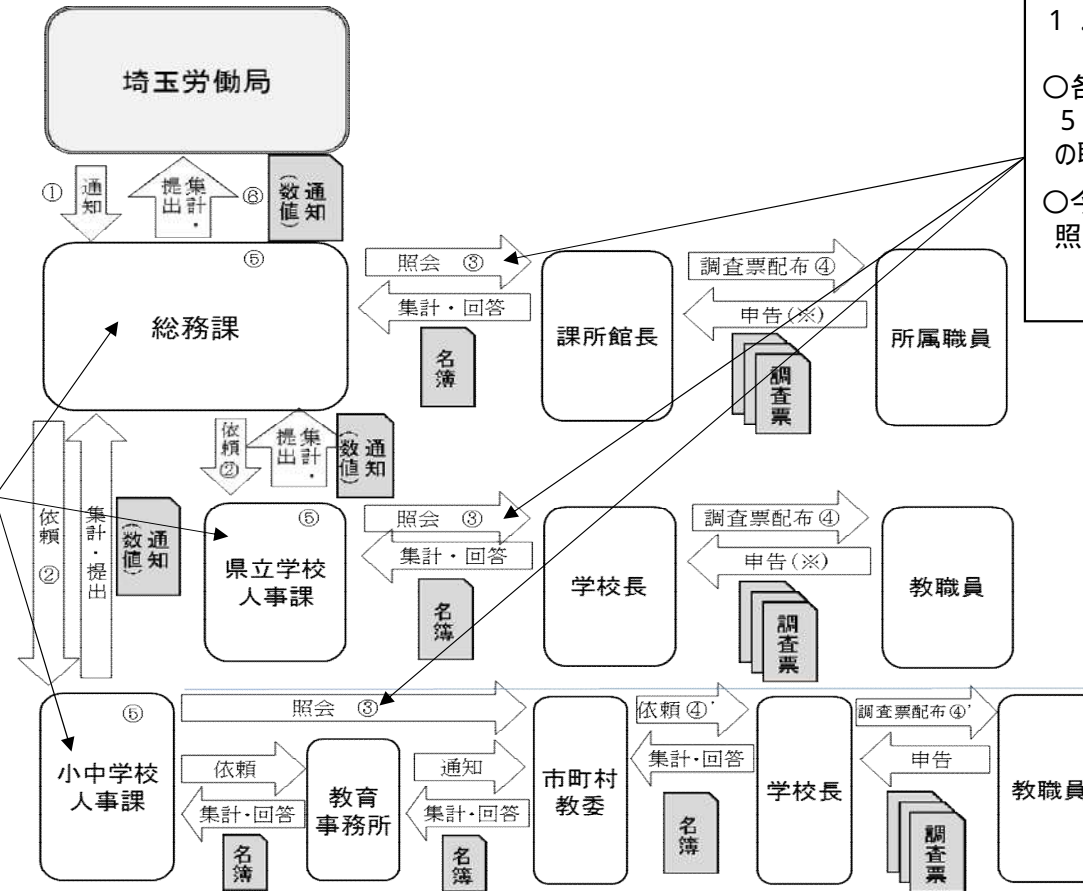


障害者雇用に係るこれまでの経緯(概要版)

今回の確認のポイント

1. 通報通知を受けた照会の依頼時
要件設定の妥当性を検証。
○各課では平成21年度以降（総務部は平成25年度以降）、厚労省の通知を受けて、所掌範囲の職員に対する調査を実施し、職員の状況を把握。
○今回の検証では、各課が所属長等に送付していた照会文書を確認し、不適切な照会の有無を検証。
資料1、参考資料

2. 各課による集計時
1. の要件設定に基づき集計した内容の妥当性を検証。
○各課では、雇用する障害者の状況を名簿により整理。
○今回の検証では、当該名簿を確認し、通報通知との整合性等を検証。
資料2



埼玉労働局からの通知を受け、教育総務部総務課が文書を收受
総務課から県立学校部県立学校人事課及び市町村支援部小中学校人事課に文書の写しを配布
任用関係3課（総務課・県立学校人事課・小中学校人事課）において、それぞれが所掌する範囲の所属長（各課所館長、各県立学校長等）に対し、障害者である教職員の状況について照会（市町村立学校については、教育事務所から市町村教育委員会を通じて各校長に照会）
各所属長から所属の教職員に対して照会。所属長から教職員に調査票を配布。（市町村立学校については、市町村教委から各校長に照会）
各所属長が教職員から提出された回答を取りまとめ。さらに、各所属長等から提出された回答を上記3課がそれぞれとりまとめ、集計取りまとめた数字を、総務課が埼玉労働局に提出（＝厚生労働大臣への通報）

(1) 経緯の検証の考え方

検証の視点

- 「障害者雇用に係るこれまでの経緯（詳細版）」において整理した事実関係から、検証の視点を帰納的に検討したところ、
 - (1) 通報が正確・的確に行われていたか（通報の正確性・的確性）
 - (2) 手帳の確認を含め、通報に係る調査及び自主調査（以下、「通報調査等」という。）が適切に行われていたか（調査に係る適正手続の確保）の二つが、各年度で共通する視点として考えられる。

検証期間を通じた論点

- この二つの視点から、検証期間を通じた事務処理上の問題点を整理すると、以下 ～ が整理の類型として考えられる。

(1) 通報の正確性・的確性の観点

調査の実施の有無：正確に実態を把握するため、通報調査を実施したか。

調査の対象：通報調査等を実施した場合、対象となる障害者の種別は国の調査と合致していたか。

(2) 調査に係る適正手続の確保

障害の確認方法：手帳等の確認以外の手法を許容していたか（通報調査等では、対象となる障害者の定義において手帳等に係る記載はあるものの、所属長による手帳や医師の診断書・意見書の確認を必須の要件として明示的に示したものは無い）。

ガイドラインの周知：通報調査等においてガイドラインが周知されていたか（H18年度以降。なお、ガイドラインの概要を周知していた事例はあるものの、障害者手帳等による確認について言及したガイドラインの本体を周知したものは無い）。

(参考) 対象となる障害者の程度（H25年度1月調査から抜粋）

身体障害者：「原則として身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者をいいます。ただし、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は6級とします。なお、身体障害者の障害程度等級は、別添のとおりですのでご注意ください。」

知的障害者：「児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターより知的障害者と判定された者をいいます。」

精神障害者：「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。」

- 本資料3頁では、検証期間中の国の通報通知等の変化を整理している。

また、4頁以降で、同期間中の各部の通報調査等における事務処理上の問題点を、上記 ～ の類型に沿って整理している。

特定年度において検証すべき論点

- 上記のほか、特定年度において検証すべき論点（例：H17年度におけるプライバシーガイドラインの通知の組織内共有、H26年度における「課題と目標の方向性」における議論）については、今後のヒアリング調査等で検証を行う。

(2) 国の通知の変化

| 年度 | 通報通知における記載 |
|---------|---|
| H15年 | <p>(制度の対象と範囲について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は身体障害者、知的障害者。対象となる範囲の記載は無い。 |
| H16年 | <p>(制度の対象と範囲について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者：原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とし、「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級に該当する者とする。なお、身体障害者の障害程度等級について、具体的には参考のとおりであるので留意すること。 ・知的障害者：児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者とする。 |
| H17年 | H16年度通知の記載と同内容。 同年、プライバシーガイドラインが策定。 |
| H18年 | <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者、知的障害者はH16年度通知の記載と同内容。 ・精神障害者：精神保健福祉手帳の交付を受けている者とする。なお、法第72条の3により、精神障害者（精神保健福祉手帳所持者に限る）である職員は身体障害者又は知的障害者である職員とみなすこととされている。 <p>(プライバシーガイドラインについて)</p> <p>「在職障害者数の把握に当たっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に従い、適正な取扱いに努められたいこと。」</p> |
| H19～29年 | H18年通知の記載と同内容。 |
| H30年 | <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者：「身体障害者」とは、身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その等級が1級から6級に該当する者とし、「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級に該当する者とする。なお、身体障害者の障害程度等級について、具体的には別添（参考）のとおりであるので留意すること。そのほか、対象となるか否かの判断については、下記問い合わせ先まで照会すること。 ・知的障害者：H18年度通知の記載と同内容。 ・精神障害者：H18年度通知の記載と同内容（短時間勤務職員に係る算定方法の記載が追加） <p>(プライバシーガイドラインについて)</p> <p>障害者である職員数の把握に当たっては、別紙8「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に従い、プライバシーに配慮した情報収集を行い、適正な方法により把握すること。障害者である職員数を計上するに当たっては、上記2の対象となる障害者であることを身体障害者手帳、知的障害者と判定された旨が確認できる書類（療育手帳、上記2口の記載した機関の発行した判定書）、精神障害者保健福祉手帳により確認した上で、適正な通報を行うこと。把握・確認方法について疑義がある場合は、下記問い合わせ先まで照会すること。</p> |

(3) 教育総務部総務課による通報調査等の分析

教育総務部総務課における対象期間中の事務処理については、以下の通り。

H 2 5 年 1 月自主調査までは、調査を実施せず、人事資料等により障害の有無を把握していた。

H 2 5 年 1 月自主調査以降は、法の定める身体障害者・知的障害者・精神障害者の調査を行っている。

H 2 6 年通報調査以降、手帳等の確認以外の手法を明示的に許容した記述がある。

通報調査等において、ガイドラインの周知を行っていた事実は確認されなかった。

| 年度 | 調査 | 事務処理上の問題点 | |
|-------------|----------------|------------|-------------|
| H16～ 23年 | 各年度 通報調査 | 調査の実施の有無：× | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象： | ガイドラインの周知： |
| H24年 | H24年 通報調査 | 調査の実施の有無：× | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象： | ガイドラインの周知： |
| | H25年1月 自主調査 | 調査の実施の有無：- | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H25年 | H25年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H26年 | H26年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |

| 年度 | 調査 | 事務処理上の問題点 | |
|------|--------------|------------|-------------|
| H27年 | H27年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H28年 | H28年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H29年 | H29年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H30年 | H30年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |

調査の実施の有無：○...通報のための調査を実施している、×...通報のための調査を実施していない、-...自主調査

調査の対象：○...国の通報通知と調査対象が一致している、×...国の通報通知と調査対象が一致していない

障害の確認方法：...手帳等を確認しない手法を原則許容していない(=原則手帳を確認することとしている)、
×...手帳等を確認しない手法を明示的に許容している

ガイドラインの周知：...ガイドラインの概要について周知している、×...記載がない

(4) 県立学校部県立学校人事課による通報調査等の分析

県立学校部県立学校人事課における対象期間中の事務処理については、以下の通り。

H 2 1 年通報調査までは、調査を実施していない。(人事異動のヒアリング等を通じて得た情報を基に人数を整理・計上していた模様)

H 2 4 年通報調査までは身体障害者のみが対象。H 2 5 年 1 月自主調査以降は、法の定める身体障害者・知的障害者・精神障害者の調査を行っている。
手帳以外の手法を明示的に許容した記載は無い。

H 2 5 年 1 月自主調査及びH 2 5 年通報調査を除き、ガイドラインの概要を周知している。

| 年度 | 調査 | 事務処理上の問題点 | |
|-------------|----------------|------------|------------|
| H16～ 20年 | 各年度 通報調査 | 調査の実施の有無： | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象： | ガイドラインの周知： |
| H21年 | H21年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：× | ガイドラインの周知： |
| H22年 | H22年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：× | ガイドラインの周知： |
| H23年 | H23年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：× | ガイドラインの周知： |
| H24年 | H24年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：× | ガイドラインの周知： |
| | H25年1月 自主調査 | 調査の実施の有無：- | 障害の確認方法： |

| 年度 | 調査 | 事務処理上の問題点 | |
|------|--------------|------------|-------------|
| H25年 | H25年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H26年 | H26年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知： |
| H27年 | H27年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知： |
| H28年 | H28年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知： |
| H29年 | H29年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知： |
| H30年 | H30年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知： |

(5) 市町村支援部小中学校人事課による通報調査等の分析

市町村支援部小中学校人事課における対象期間中の事務処理については、以下の通り。

H 2 1 年通報調査までは、調査を実施していない。(教育事務所に対する調査及び人事資料等により障害の有無を把握していた模様。)

H 2 4 年通報調査までは身体障害者のみが対象。H 2 5 年 1 月自主調査以降は、法の定める身体障害者・知的障害者・精神障害者の調査を行っている。

H 2 1 年以降、手帳等の確認以外の手法を明示的に許容した記述がある。

H 2 4 年通報調査まではガイドラインの概要を周知していたが、H 2 5 年 1 月自主調査以降は、ガイドラインの周知を行っていた事実は確認されなかった。

| 年度 | 調査 | 事務処理上の問題点 | |
|-------------|----------------|------------|-------------|
| H16～ 20年 | 教育事務所 への調査 | 調査の実施の有無： | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象： | ガイドラインの周知： |
| H21年 | H21年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：× | ガイドラインの周知： |
| H22年 | H22年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：× | ガイドラインの周知： |
| | H22年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：× | ガイドラインの周知： |
| H23年 | H23年 通報調査 | 調査の実施の有無： | 障害の確認方法： |
| | | 調査の対象： | ガイドラインの周知： |
| H24年 | H24年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：× | ガイドラインの周知： |
| | H25年1月 自主調査 | 調査の実施の有無：- | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |

| 年度 | 調査 | 事務処理上の問題点 | |
|------|-----------------|------------|--------------------------|
| H25年 | H25年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：×() |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H25年 | H25年12月 自主調査 | 調査の実施の有無：- | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H26年 | H26年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H27年 | H27年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H28年 | H28年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H29年 | H29年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× |
| H30年 | H30年 通報調査 | 調査の実施の有無：○ | 障害の確認方法：× |
| | | 調査の対象：○ | ガイドラインの周知：× ⁷ |

(H 2 5 年 1 月自主調査における、「医師の診断書・意見書を提出させるといものではございません」との記載は削除されている。しかし、同調査から変更がない場合は、本調査の申告は省略可とされており、手帳の確認を行っていない事例も生じうるため、「×」としている)

名簿等の分析により確認した問題点

(1) 各課において把握した障害者の集計等

任用関係 3 課の事務処理

○総務課・県立学校人事課・小中学校人事課の任用関係3課においては、調査等により把握した障害者の情報を名簿により整理していた。

この名簿の記載内容は各課で異なっているが、概ね、以下の内容が記載されていた（名簿の記載例は3頁の通り）。

所属所（所属部署・学校）、氏名、職名、障害区分、障害の等級、障害の種類・状況

○手帳の確認については、3課ともに平成29年度・30年度通報に係る再調査まで、確認していなかった（総務課は平成26年度以降の名簿上で「手帳の有無」に関する欄を設けていたが、実際に手帳を確認してはいない）。

名簿により明らかになった事実

○以上を踏まえ、資料として保存されていた名簿を確認したところ、各部の取扱は以下の通りであった。

（総務課）

平成16年度通報調査以降の名簿を確認したところ、

・平成26年度通報調査より前は、手帳の有無に関する欄が名簿になく、実際に手帳を確認していたかは不明である。

ただし、平成20年度において、障害の級を記載する欄に「○級相当」と記載した事例があった。

・平成26年度以降は、手帳の有無を記入する欄が名簿に設けられた。

各年度の名簿には、手帳を「無」とする者も名簿に登載され、厚労省への通報に計上されていた。

（県立学校人事課）

平成25年度通報調査以降の調査に係る名簿を確認したところ、

・平成29・30年度の再調査に係る名簿では、当初調査の名簿に記載された者の一部で、手帳を確認できなかった。

・また、障害者の所得控除を受けるために本人から申告された資料の情報を記載していた。

（小中学校人事課）

25年1月自主調査以降の調査（平成26年度通報調査を除く）に係る名簿を確認したところ、

・身体障害者手帳が無いことが確認できている者（例：備考に「身体障害者手帳を不所持」と記載）を身体障害者として計上していた事例が見られた。

また、「状況」の欄に記載が無い、又は身体障害者福祉法別表に定める障害等級に該当しない記載（例：「眼鏡の使用」「聞き返すことが多い」）を行っている事例も見られた。

・精神障害者保健福祉手帳を取得していないことが確認できている者を、精神障害者として計上していた事例が見られた。

・さらに、本人が障害があると回答していなかったにもかかわらず、身体障害者として計上していた事例が1つ見られた。

(参考) 各課において集計していた名簿のイメージ

手帳を確認していないと思われる記述があった(H20)。

(総務課)

| 所属所名 | 氏名 | 職名 | 手帳 | 障害(級) | 障害(種類) | 障害の区分 | ポイント |
|-------|----|----|----|-------|------------|-----------|------|
| 課 | | 主任 | 有 | 4級 | 平衡機能の著しい障害 | 2 - 二 | 1 |
| 〇〇事務所 | | 主幹 | - | 5級相当 | 視覚障害 | 1 - イ(重度) | 2 |
| 〇〇博物館 | | 主事 | 無 | 手帳無し | 肢体障害 | 4 - イ | 1 |

(上記のほか、職員番号・性別・生年月日等の欄が設けられている)

障害者の所得控除を受けるために本人から申告された資料の情報を記載していた。

手帳を所持していないことを確認した者を計上していた。

(県立学校人事課)

| 所属 | 職名 | 氏名 | 障害申告区分 | 区分 | 障害区分 | 障害の級 | ポイント | 申告 | 具体的な障害 |
|------|----|----|--------|----|------|------|------|----|---------|
| 高等学校 | 教諭 | | 普通障害 | 肢体 | イ | 4 | 1 | 有 | 左下肢機能障害 |
| 特別支援 | 主任 | | | 肢体 | イ | 5 | 1 | 有 | |

再調査で手帳を確認できなかった。

(上記のほか、職員番号、年齢、採用区分(本採用/再任用)、教員/事務職の区分、常勤/短時間勤務の区分等の欄が設けられている)

(小中学校人事課)

本人が障害があると回答していなかったにもかかわらず、計上していた事例が、再調査で1つ判明した。

身体障害者手帳を所持していないことを確認した者を計上していた。

福祉法別表等級に該当しない者を計上していた。

| 市町村名 | 学校名 | 職名 | 氏名 | 区分 | 障害区分 | 障害の等級 | ポイント | 重度 | 障害区分 | 状況 |
|------|-----|------|----|----|------|-------|------|------|------|-----------|
| 市 | 小 | 教諭 | | 1 | 口 | | 1 | 重度以外 | 身体 | 眼鏡の使用 |
| 市 | 中 | 事務主事 | | 4 | 二 | | 1 | 重度以外 | 身体 | 障害者手帳を不所持 |
| 市 | 小 | 教諭 | | 2 | 口 | | 1 | 重度以外 | 身体 | |
| 市 | 中 | 教諭 | | 6 | | | 1 | 重度以外 | 精神 | |

手帳を取得していないことを確認した者を計上していた(精神障害者は手帳保持が法律上の要件)

(上記のほか、職員番号、小/中の区分、職種(教員/事務職の区分)、職員区分(本採用/再任用)、常勤/短時間勤務の区分等の欄が設けられている)

(参考) 各部で手帳を確認できなかった人数

29年度・30年度再調査において、各部で手帳を確認できなかった人数(実人数ベース)は、以下の通り。

| | | 身体障害者 | | | | 知的障害者 | | | | 精神障害者 | | 合計 | 手帳を確認できなかった者の割合 |
|---------|-------------|-------|------|-----------|-------------|-------|------|-----------|-------------|-------|-----|-----|-----------------|
| | | 短時間以外 | | 短時間 | | 短時間以外 | | 短時間 | | 短時間以外 | 短時間 | | |
| | | 重度 | 重度以外 | 重度 短時間 | 重度以外 短時間 | 重度 | 重度以外 | 重度 短時間 | 重度以外 短時間 | | | | |
| 総務課 | H30.6.1 修正前 | 4 | 6 | 4 | 10 | | | 8 | 13 | 0 | 19 | 64 | |
| | H30.6.1 修正後 | 4 | 4 | 4 | 9 | | | 6 | 15 | 0 | 19 | 61 | |
| | 人数差 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 3 | 4.7% |
| | H29.6.1 修正前 | 4 | 6 | 5 | 8 | | | 7 | 15 | 0 | 15 | 60 | |
| | H29.6.1 修正後 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | 5 | 16 | 0 | 15 | 58 | |
| | 人数差 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 3.3% |
| 県立学校人事課 | H30.6.1 修正前 | 70 | 72 | 18 | 16 | | | 2 | 4 | 11 | 27 | 220 | |
| | H30.6.1 修正後 | 67 | 51 | 18 | 15 | | | 2 | 4 | 11 | 27 | 195 | |
| | 人数差 | 3 | 21 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 25 | 11.4% |
| | H29.6.1 修正前 | 71 | 73 | 14 | 18 | | | 1 | 4 | 10 | 34 | 225 | |
| | H29.6.1 修正後 | 68 | 52 | 14 | 16 | | | 1 | 4 | 10 | 31 | 196 | |
| | 人数差 | 3 | 21 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 29 | 12.9% |
| 小中学校人事課 | H30.6.1 修正前 | 33 | 161 | 3 | 4 | | | | | 6 | 1 | 208 | |
| | H30.6.1 修正後 | 31 | 56 | 3 | 3 | | | | | 3 | 1 | 97 | |
| | 人数差 | 2 | 105 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 111 | 53.4% |
| | H29.6.1 修正前 | 35 | 179 | 1 | 3 | | | | | 6 | 1 | 225 | |
| | H29.6.1 修正後 | 28 | 57 | 1 | 2 | | | | | 3 | 1 | 92 | |
| | 人数差 | 7 | 122 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 133 | 59.1% |
| 教育局全体 | H30.6.1 修正前 | 107 | 239 | 25 | 30 | 0 | 0 | 10 | 17 | 17 | 47 | 492 | |
| | H30.6.1 修正後 | 102 | 111 | 25 | 27 | 0 | 0 | 8 | 19 | 14 | 47 | 353 | |
| | 人数差 | 5 | 128 | 0 | 3 | 0 | 0 | 2 | 2 | 3 | 0 | 139 | 28.3% |
| | H29.6.1 修正前 | 110 | 258 | 20 | 29 | 0 | 0 | 8 | 19 | 16 | 50 | 510 | |
| | H29.6.1 修正後 | 100 | 114 | 21 | 25 | 0 | 0 | 6 | 20 | 13 | 47 | 346 | |
| | 人数差 | 10 | 144 | 1 | 4 | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 | 3 | 164 | 32.2% |

障害者雇用に係るこれまでの経緯等に関する調査（調査票）

<留意事項>

1. 本調査では、障害者雇用促進法に基づく障害者である職員の任免の状況に関する通報に係る事務（以下、「調査対象事務」という。）について、これまでにどのように事務処理が行われていたのかを確認します。
2. 本調査は、
 - ・調査対象者の基礎情報・勤務時の体制
 - ・調査対象事務処理について
 - ・本事案に係る問題点について
 - ・その他から構成されています。
3. 回答に当たっては、包み隠さず真摯にご回答いただくようお願いします。
4. 調査の対象期間は、平成16年4月～平成30年10月（過去15年間）とします。また、平成30年度における組織名称を基に質問文を記載しておりますが、あなたの所属していた期間とで組織名称が異なる場合は、当時の組織名称に読み替えて回答してください。
5. 今回の調査を踏まえて、慎重に事実認定等を行っていくため、別途ヒアリング調査への御協力をお願いする場合がありますので、その旨予めご承知おきください。
6. 本調査の回答等について、他に漏らさないようご注意ください。
7. 本調査は記名式で行いますが、匿名性は必ず確保しながら、個人が特定されない範囲で開示する場合があります。
8. 現在、埼玉県教育局以外で勤務している方については、埼玉県教育局における勤務時の状況に基づき回答してください。
9. 本調査にあたっては別添の参考をご確認の上、回答してください。

私は、承知している事実について包み隠さず真摯に回答することを誓います。

回答日 平成 年 月 日

所属・職名

氏名

. 調査対象者の基礎情報・勤務時の体制

(1) 現在の職位・埼玉県に採用後の勤務年数(平成30年10月末日)を記載してください。

(回答欄)

・職位(該当する欄に「○」をつけてください):

教育長【 】

副教育長【 】

部長級【 】

副部長級【 】

課長級【 】

副課長級【 】

主幹級(主任指導主事・主任管理主事を含む。以下同じ)【 】

主査級(指導主事・管理主事を含む。以下同じ)【 】

主任・主事級【 】

埼玉県以外で勤務

・勤務年数:【 年 月】

(2) これまでの埼玉県教育局における通算の勤務年数を記載してください。

(回答欄)

教育局での勤務年数:【 年 月】

(3) 埼玉県教育局における勤務年数のうち、調査対象事務の担当課に所属していた年数及び期間を記載してください(調査対象事務を担当していない期間も含む)。また、調査対象事務を担当していた年数及び期間を記載してください。

(回答欄)

・調査対象業務の担当課への所属

総務課:【 年(平成 年度~平成 年度)

対象事務担当(平成 年度~平成 年度)】

県立学校人事課:【 年(平成 年度~平成 年度)

対象事務担当(平成 年度~平成 年度)】

小中学校人事課:【 年(平成 年度~平成 年度)

対象事務担当(平成 年度~平成 年度)】

. 調査対象事務処理について

(1) 調査対象事務について、あなたが所属部署でどのような業務を具体的に

担当していたかを記載してください。調査対象事務を複数の職位で担当していた場合は、職位ごと（複数年度で担当している場合は年度ごと）に記載してください。

（回答欄）

・
・

(2)(1)の業務について、具体的にどのような事務処理を行っていたかを記載してください。特に、「障害者の把握・確認に当たり、障害者手帳（その写しを含む。以下同じ）を確認するよう指示・依頼を行っていたか」については、障害の種類別（身体障害・知的障害・精神障害の別、以下同じ）ごとに記載してください。採用の形態（本採用・非常勤等）で異なる場合はそれぞれについて記載してください。

（回答欄）

・
・

（障害者の把握・確認について）

手帳を確認していた場合は を、

手帳を確認していなかった場合は を、

当該障害の種類で該当者がいなかった場合は を【 】に記入してください

なお、精神障害者については、平成16年度・17年度で法定雇用率制度の対象外でしたので、「-」を記入してください。

・身体障害者：【 】

・知的障害者：【 】

・精神障害者：【 】

(3)(2)の事務処理に当たり、あなたの立場から、 どの上位職位者まで報告・決裁を行っていたか、 どの下位職位者から報告・決裁を受けたかについて、記載してください。

（回答欄）

上位職位者への報告・決裁

・調査来着時：

・調査実施時（教育局内や各学校等への発注時）：

・調査結果の集計・提出時：

下位職位者からの報告・決裁

- ・調査来着時：
- ・調査実施時（教育局内や各学校等への発注時）：
- ・調査結果の集計・提出時：

(4)(2)の事務処理の方法について、どのような資料（調査要領、前任者からの引継文書、障害者雇用促進法の逐条解説等）を参照しつつ事務処理を行っていたかについて、該当する欄すべてに「○」をつけてください。なお、調査対象事務を複数の職位で担当している場合は、職位ごとに記載してください。

（回答欄）

厚労省からの調査要領【 】

前任者からの引継文書【 】

障害者雇用促進法の逐条解説【 】

プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（H17.11策定）
【 】

厚労省や埼玉労働局に不明な点や資料提供を依頼【 】

前年度文書

その他【 】

「 」を回答した場合は、参照した資料を記載してください。

(5)(2)で、障害者の把握・確認に当たり、実際に障害者手帳を確認するよう指示・依頼していなかった方は回答してください。

なぜ、手帳の確認を行わない手法で問題がないと考えたのでしょうか。障害の種類別ごとに回答してください。

（回答欄）

・身体障害者：

・知的障害者：

・精神障害者：

(6)(2)で、障害者の把握・確認に当たり、実際に障害者手帳を確認するよう指示・依頼していなかった方は回答してください。

手帳による確認を行わないことの結果として、手帳による確認を行う場合と比べて雇用率が増加する可能性があることとなりますが、これにつき

どのように考えていたでしょうか。なぜ、それで問題がないと考えたのでしょうか。

(回答欄)

・本事案に係る問題点について

(1) なぜ、埼玉県教育局において今回の事案が生じたと考えるか、記載してください。

(回答欄)

(2) このような事案の再発を防止するため、今後埼玉県教育局においてはどのように取り組むべきと考えるか、記載してください。

(回答欄)

・その他

以下は、今回の事案に限るものではなく、業務全般を通しての質問です。

(1) 本事案において人事情報を基に障害者雇用者数の計上を行っていたことにつき、個人情報取扱いの問題があったのではないかと指摘もありますが、これまで、個人情報保護条例について、教育局内でどのように共有され、あなたはそれらの内容や解釈等をどのように学んできたでしょうか。記載してください。研修等を受講した場合は、その頻度も記載してください。

(回答欄)

(2) 法令等に基づく事務の処理に当たっては、制度趣旨や適用範囲、解釈を確認することが必要となりますが、あなたは、埼玉県教育局での勤務開始以降、そうした確認を通常どのような方法で行っている(行っていた)で

しょうか、該当する欄すべてに「○」をつけてください。

(回答欄)

教育局内の周囲の者に確認する【 】

当該業務の照会元(国等の外部機関も含む)に確認する【 】

逐条解説や関連するガイドライン等を確認する【 】

当該業務の前回の処理を調べる。また、類似業務でどのような処理がなされていたかを調べる【 】

その他【 】

「 」を回答した場合は、具体的な確認の方法を記載してください。

調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

障害者雇用に係るこれまでの経緯等に関する調査（調査票）

埼玉県教育委員会では、障害者の任免状況に関する調査において、障害者雇用率の不適切な数値計上を行っていたことが明らかになりました。

このことは、県民の教育行政に対する信頼のみならず、県政全体に対する信頼を大きく損ねるもので、不適切な計上を行った経緯や問題点について検証するための第三者委員会を平成30年10月19日付で立ち上げたところです。

つきましては、この検証のため、以下の調査に御協力をお願いします。

<留意事項>

1. 本調査では、障害者雇用促進法に基づく障害者である職員の任免の状況に関する通報に係る事務（以下、「調査対象事務」という。）について、これまでにどのように事務処理が行われていたのかを確認します。
2. 本調査は、
 - ・ 調査対象者の基礎情報・勤務時の体制
 - ・ 調査対象事務処理について
 - ・ 本事案に係る問題点について
 - ・ その他から構成されています。
3. 回答に当たっては、包み隠さず真摯にご回答いただくようお願いします。
4. 調査の対象期間は、平成16年4月～平成30年10月（過去15年間）とします。また、平成30年度における組織名称を基に質問文を記載しておりますが、あなたの所属していた期間とで組織名称が異なる場合は、当時の組織名称に読み替えて回答してください。
5. 今回の調査を踏まえて、慎重に事実認定等を行っていくため、別途ヒアリング調査への御協力をお願いする場合がありますので、その旨予めご承知おきください。
6. 本調査の回答等について、他に漏らさないようご注意ください。
7. 本調査は記名式で行いますが、匿名性は必ず確保しながら、個人が特定されない範囲で開示する場合があります。
8. 現在、埼玉県教育局以外で勤務している方については、埼玉県教育局における勤務時の状況に基づき回答してください。

9. 本調査にあたっては別添の参考をご確認の上、回答してください。

私は、承知している事実について包み隠さず真摯に回答することを誓います。

回答日 平成 年 月 日

所属・職名 氏名

．調査対象者の基礎情報・勤務時の体制

(1) 現在の職位・埼玉県に採用後の勤務年数(平成30年10月末日)を記載してください。

(回答欄)

・職位(該当する欄に「○」をつけてください):

教育長【 】

副教育長【 】

部長級【 】

副部長級【 】

課長級【 】

副課長級【 】

主幹級(主任指導主事・主任管理主事を含む。以下同じ)【 】

主査級(指導主事・管理主事を含む。以下同じ)【 】

主任・主事級【 】

埼玉県以外で勤務

・勤務年数:【 年 月】

(2) これまでの埼玉県教育局における通算の勤務年数を記載してください。

(回答欄)

教育局での勤務年数:【 年 月】

(3) 埼玉県教育局における勤務年数のうち、調査対象事務の担当課に所属していた年数及び期間を記載してください(調査対象事務を担当していない期間も含む)。また、調査対象事務を担当していた年数及び期間を記載してください。

(回答欄)

・調査対象業務の担当課への所属

総務課:【 年(平成 年度～平成 年度)

対象事務担当(平成 年度～平成 年度)】

県立学校人事課:【 年(平成 年度～平成 年度)

対象事務担当(平成 年度～平成 年度)】

小中学校人事課:【 年(平成 年度～平成 年度)

対象事務担当(平成 年度～平成 年度)】

．調査対象事務処理について

(1) 調査対象事務について、あなたが所属部署でどのような業務を具体的に

担当していたかを記載してください。調査対象事務を複数の職位で担当していた場合は、職位ごと（複数年度で担当している場合は年度ごと）に記載してください。

（回答欄）

・
・

- (2)(1)の業務について、具体的にどのような事務処理を行っていたかを記載してください。特に、「障害者の把握・確認に当たり、障害者手帳（その写しを含む。以下同じ）を確認するよう指示・依頼を行っていたか」については、障害の種類別（身体障害・知的障害・精神障害の別、以下同じ）ごとに記載してください。採用の形態（本採用・非常勤等）で異なる場合はそれぞれについて記載してください。

（回答欄）

・
・

（障害者の把握・確認について）

手帳を確認していた場合は を、

手帳を確認していなかった場合は を、

当該障害の種類で該当者がいなかった場合は を【 】に記入してください

なお、精神障害者については、平成16年度・17年度で法定雇用率制度の対象外でしたので、「-」を記入してください。

・身体障害者：【 】

・知的障害者：【 】

・精神障害者：【 】

- (3)(2)の事務処理に当たり、あなたの立場から、 どの上位職位者まで報告・決裁を行っていたか、 どの下位職位者から報告・決裁を受けたかについて、記載してください。

（回答欄）

上位職位者への報告・決裁

・調査来着時：

・調査実施時（教育局内や各学校等への発注時）：

・調査結果の集計・提出時：

下位職位者からの報告・決裁

・調査来着時：

- ・調査実施時（教育局内や各学校等への発注時）：
- ・調査結果の集計・提出時：

(4)(2)の事務処理の方法について、どのような資料（調査要領、前任者からの引継文書、障害者雇用促進法の逐条解説等）を参照しつつ事務処理を行っていたかについて、該当する欄すべてに「○」をつけてください。なお、調査対象事務を複数の職位で担当している場合は、職位ごとに記載してください。

（回答欄）

厚労省からの調査要領【 】

前任者からの引継文書【 】

障害者雇用促進法の逐条解説【 】

プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（H17.11策定）
【 】

厚労省や埼玉労働局に不明な点や資料提供を依頼【 】

前年度文書

その他【 】

「 」を回答した場合は、参照した資料を記載してください。

(5)(2)で、障害者の把握・確認に当たり、実際に障害者手帳を確認するよう指示・依頼していなかった方は回答してください。

なぜ、手帳の確認を行わない手法で問題がないと考えたのでしょうか。障害の種類別ごとに回答してください。

（回答欄）

・身体障害者：

・知的障害者：

・精神障害者：

(6)(2)で、障害者の把握・確認に当たり、実際に障害者手帳を確認するよう指示・依頼していなかった方は回答してください。

手帳による確認を行わないことの結果として、手帳による確認を行う場合と比べて雇用率が増加する可能性があることとなりますが、これにつきどのように考えていたのでしょうか。なぜ、それで問題がないと考えたので

しょうか。

(回答欄)

・本事案に係る問題点について

(1)なぜ、埼玉県教育局において今回の事案が生じたと考えるか、記載してください。

(回答欄)

(2)このような事案の再発を防止するため、今後埼玉県教育局においてはどのように取り組むべきと考えるか、記載してください。

(回答欄)

・その他

以下は、今回の事案に限るものではなく、業務全般を通しての質問です。

(1)本事案において人事情報を基に障害者雇用者数の計上を行っていたことにつき、個人情報取扱いの問題があったのではないかと指摘もありますが、これまで、個人情報保護条例について、教育局内でどのように共有され、あなたはそれらの内容や解釈等をどのように学んできたでしょうか。記載してください。研修等を受講した場合は、その頻度も記載してください。

(回答欄)

(2)法令等に基づく事務の処理に当たっては、制度趣旨や適用範囲、解釈を確認することが必要となりますが、あなたは、埼玉県教育局での勤務開始以降、そうした確認を通常どのような方法で行っている(行っていた)でしょうか、該当する欄すべてに「○」をつけてください。

(回答欄)

教育局内の周囲の者に確認する【 】

当該業務の照会元(国等の外部機関も含む)に確認する【 】

逐条解説や関連するガイドライン等を確認する【 】

当該業務の前回の処理を調べる。また、類似業務でどのような処理がなされていたかを調べる【 】

その他【 】

「 」を回答した場合は、具体的な確認の方法を記載してください。

調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

検証におけるポイントとなる時期について

平成 16 年度

- ・ 厚生労働省からの任免通報通知 【通報対象となる障害者の範囲を明記】

平成 17 年度

- ・ 「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」の策定
【対象障害者の範囲、把握・確認の方法の記載】

平成 18 年度

- ・ 「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」の策定後初の調査
- ・ 精神障害者を実雇用率算定対象に追加

平成 21 年度

- ・ 県立学校人事課、小中学校人事課による任免通報対応の照会（H21.5）
【小中学校人事課の照会で「障害者手帳を所持しない教職員も把握」と記載】

平成 24 年度

- ・ 任用関係 3 課による自主調査実施（H25.1）
【身体障害者以外の障害者も調査対象(国の任免通報通知と調査対象が一致)】

平成 25 年度

- ・ 小中学校人事課による自主調査実施（H25.12）
【「障害者手帳取得の有無に関係なく」等と記載】

平成 26 年度

- ・ 「課題と目標の方向性」に関する幹部打合せ（H26.4）
- ・ 任用関係 3 課による任免通報対応の照会（H26.5）
【小中学校人事課と同様に総務課の照会においても「障害者手帳の保有の有無に関係なく」と記載】

今後のスケジュール（案）

1 書面調査

- ・ 調査票の関係者への配布 12月上旬
- ・ 調査票の取りまとめ 12月中旬

2 ヒアリング

- ・ ヒアリングの実施 12月中下旬～1月上旬

3 第3回検証委員会 1月中旬

障害者雇用に係るこれまでの経緯(詳細版)

- 本資料は、障害者雇用検証委員会事務局において、文書によりこれまでに確認できた事実関係を網羅的に記載・整理したものである。
- 各調査において、具体的にどのような要件が設けられていたか(「原則として」の有無、手帳の確認の要否等)を、調査資料等を基に記載している。
また、調査資料等が存在しなかった場合は、担当課に事実確認を行い、その回答内容を記載している(セルを灰塗りにしている)。
- 定義等が最初に示され、その後もその定義が継承されている場合は、最初に使用された定義を青字で記載している(ただし、軽微な変更(例:「参考」→「別添(参考)」、「障害者の雇用の促進等に関する法律第19条」→「法第19条」)は除く。)
- 過去から記述が削除された場合は、緑字で記載している。
- 各部で取扱が大きく異なっているものは赤字で記載している。
- 表中での記号の定義は以下の通り。
:厚生労働省からの任免通報通知のための調査、 :教育局による自主的な調査、 :その他

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H15年～H16年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|--|---|---|--|--|
| <p>平成15年 (2003年)</p> <p>法定:2.0 実際:0.95</p> | <p>○H15 任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: 範囲の記載なし ・知的障害: 範囲の記載なし <p>精神障害は、制度の対象外 この年度から、障害者職員名簿が廃止</p> | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 今回の検証の対象期間外 </div> | |
| <p>平成16年 (2004年)</p> <p>法定:2.0 実際:1.00</p> | <p>○H16 任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 障害の範囲 を明記 </div> <p>・身体障害: 「「身体障害者」とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とし、「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級に該当する者とする事。」</p> <p>なお、身体障害者の障害程度等級について、具体的には参考のとおりであるので留意すること。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害: 「「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者とする事。」 <p>精神障害は、制度の対象外</p> | <p>【担当課に確認した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成16年度から平成24年度まで、障害者である職員の状況調査について総務課から所属長に照会は行っていない。 ○当時の担当者から聞き取りを行った結果、以下の方法で把握していたことを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者職員一覧による把握 人事担当が保管する教育局・教育機関の障害者職員一覧により確認していた。 人事異動があった場合には、情報を更新していた。 | <p>【担当課に確認した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○調査を行ったのは平成21年度からであり、平成20年度以前に学校長に対して照会していた記録は残っていない。 ○平成20年度以前の確認方法は、人事異動のヒアリング等を通じて所属長から、職員の障害の状況等を聞き取るなどして人数を整理・計上していたものと思われる。 | <p>【担当課に確認した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度までは、教育事務所に調査の照会をし、その回答に基づいて、任免状況の通報を行っていた。(どのように調査を行っていたかは、資料が残っていないため不明) |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H17～18年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 | | |
|--|----------------------|-----------|--|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 平成17年 (2005年) <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 50px;"> <tr> <td>法定:2.0</td> </tr> <tr> <td>実際:0.99</td> </tr> </table> | 法定:2.0 | 実際:0.99 | ○H17任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載) ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容 精神障害は、制度の対象外 プライバシーガイドラインが策定(11月) 厚生労働省職業安定局長から教育長宛てに、障害者の積極的採用等を求める通知。この通知において、「在職障害者数の把握に当たっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」をご理解いただき、適正な取扱いに努められたいこと。」と記載(但し、URLで引用されているのはプライバシーガイドラインの概要版)。 精神障害者が実雇用率算定対象に追加(施行は18年～) | 【担当課に確認した内容】 平成16年度の事務取扱に同じ | 【担当課に確認した内容】 平成16年度の事務取扱に同じ | 【担当課に確認した内容】 平成16年度の事務取扱に同じ |
| 法定:2.0 | | | | | | |
| 実際:0.99 | | | | | | |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H18年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|---|---|--|---|---|
| <p>平成18年 (2006年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> 法定:2.0 実際:1.04 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> ガイドラインの 記載が追加 </div> | <p>○H18任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容 ・精神障害: 「精神障害者」とは、精神保健福祉手帳の 交付を受けている者とする事。 なお、法第72条の3により、精神障害者 (精神保健福祉手帳所持者に限る)である 職員は身体障害者又は知的障害者である 職員とみなすこととされている。」 <p>(ガイドラインについて) 「在職障害者数の把握に当たっては、「プ ライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガ イドライン」に従い、適正な取扱に努められ たいこと。」</p> | <p>【担当課に確認した内容】</p> <p>○当時の担当者から聞き取りを行った結 果、平成18年度以降は以下の方法で把 握していたことを確認した。</p> <p>・人事異動希望調書に「身体等障害」の欄 を設け、状況を確認していた。また、所属 長との人事面談の際に、配慮事項等(障 害を含む)について確認を行っていた。</p> | <p>【担当課に確認した内容】 平成16年度の事務取扱に同じ</p> | <p>【担当課に確認した内容】 平成16年度の事務取扱に同じ</p> |

精神障害が
追加

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H19～20年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|--|--|--|--|--|
| <p>平成19年 (2007年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 法定:2.0 実際:1.36 </div> | <p>○H19任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容 ・精神障害: H18と同内容 <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> <p style="color: purple;">厚生労働大臣による適正実施勧告</p> | <p>【担当課に確認した内容】 平成18年度の事務取扱に同じ</p> | <p>【担当課に確認した内容】 平成16年度の事務取扱に同じ</p> | <p>【担当課に確認した内容】</p> <p>○平成18年度までの調査と併せて平成19年度より、職員調査票の備考欄に身体等の障害がある場合、視覚障害、肢体不自由などの「区分」と1級から6級までのいずれかの「級」を記入させていた。 ここで、障害が「有」と回答があった職員の総数を任免状況として通報していた。</p> |
| <p>平成20年 (2008年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 法定:2.0 実際:1.45 </div> | <p>○H19任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容 ・精神障害: H18と同内容 <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> <p style="color: purple;">埼玉労働局長から、障害者採用のための委員会の立ち上げを求める要請(12月) 厚生労働大臣による適正実施勧告(3月)</p> | <p>【担当課に確認した内容】 平成18年度の事務取扱に同じ</p> | <p>【担当課に確認した内容】 平成16年度の事務取扱に同じ</p> | <p>【担当課に確認した内容】</p> <p>○平成20年度から職員調査票の備考欄に「身体等の障害の有無」について欄を設け、「有」「無」のどちらかに「 」を付けさせるようにした。「有」の場合は、「区分」及び「級」を記入させていた。</p> |
| | | 「埼玉県教育委員会障害者雇用推進検討委員会」の設置(3月) | | |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H21年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|--|--|--|--|---|
| <p>平成21年 (2009年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 法定:2.0 実際:1.56 </div> | <p>○H21任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容 ・精神障害: H18と同内容 <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> | <p>[担当課に確認した内容] 平成18年度の事務取扱に同じ</p> | <p>○H21任免通報通知対応の照会(課長名) (調査対象者)</p> <p style="color: blue;">本採用職員、臨時的任用職員、任期付き短時間勤務職員及び再任用職員(非常勤講師、臨時職員、嘱託職員及び校医等を除く。)</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <p>職員周知用資料において、「この調査の対象となる障害者とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方です。 御自身が該当すると思われる場合は、管理職にご相談ください。」と記載。</p> <p>管理職用資料において、「この調査の対象となる障害者とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とする。 なお、身体障害者の障害程度等級については、別添のとおりである。」と記載。</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <p>職員周知用資料において、「利用目的の達成に必要な範囲内で、管理職が障害者手帳等の確認を行うことがあります。」と記載。 管理職用資料において、「利用目的の達成に必要な範囲内で、障害者手帳等の確認が望まれるが、強要するものではない。」と記載。</p> | <p>○H21任免通報通知対応の照会(課長名) (調査対象者)</p> <p style="color: blue;">調査対象になっているすべての職員</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <p>職員周知用資料において、「この調査の対象となる障害者とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方です。 御自身が該当すると思われる場合は、管理職にご相談ください。」と記載。 管理職用資料において、「この調査の対象となる障害者とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とする。 なお、身体障害者の障害程度等級については、別添のとおりである。」と記載。</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <p>職員周知用資料において、「利用目的の達成に必要な範囲内で、管理職が障害者手帳等の確認を行うことがあります。」と記載。 管理職用資料において、「利用目的の達成に必要な範囲内で、障害者手帳等の確認が望まれるが、強要するものではない。」と記載。 「記入上の注意」において、個人を特定して照会を行う場合に、「本人の同意を得て、障害者手帳の確認を行うこととします。」と記載。また、「障害のある教職員を把握してください。障害者手帳を所持しない教職員も把握してください。」「障害者手帳を所持しない教職員でも、障害がありながら勤務されている教職員がおりますので、十分に配慮の上、把握をお願いします」と記載。</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H21年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|------------------|----------------------|--|---|--|
| 平成21年 (2009年) | | <p>【担当課に確認した内容】 平成18年度の事務取扱に同じ</p> | <p>○H21任免通報通知対応の照会(課長名) (ガイドラインについて) ・管理職用資料に「把握に当たっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」も参考にすること」と記載。(但し、引用しているのはプライバシーガイドラインの概要版で、障害者の確認方法に係る記載なし)</p> <p>(その他) ・障害がある場合に回答を記入(ない場合は記入不要)</p> | <p>○H21任免通報通知対応の照会(課長名) (ガイドラインについて) ・管理職用資料に「把握に当たっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」も参考にすること」と記載。(但し、引用しているのはプライバシーガイドラインの概要版で、障害者の確認方法に係る記載なし)</p> <p>・「記入上の注意」で、障害のある職員の把握方法について、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドラインの概要」を基にした記載。(障害者の確認方法に係る記載は無い)</p> <p>(その他) ・障害がある場合に回答を記入(ない場合は記入不要)</p> |
| | | <p>「埼玉県教育委員会障害者雇用推進検討委員会」の報告書が公表(1月)</p> <p>「小中学校における取組」として、「平成20年度までは、本人の申請をもとに障害の有無を確認していた。平成21年度は、各市町村教育委員会教育長に対して、障害者雇用の状況について国に報告するために用いるという利用目的を明示した上で、全教職員の障害の有無について本人からの申告により確認してもらう旨の依頼を行った」と記載。</p> <p>「県立学校における取組」として、「小中学校と同様に本人の申請をもとに障害の有無を確認していた。平成21年度は、県立学校長に対して、小中学校と同様に利用目的を明示した上で、全教職員の障害の有無について本人からの申告により確認してもらう旨の依頼を行った」と記載。</p> | | |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H22年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|--|--|--|--|---|
| <p>平成22年 (2010年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 法定:2.0 実際:1.59 </div> | <p>○H22任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容 ・精神障害: H18と同内容 <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> <p style="color: purple;">厚生労働大臣による適正実施勧告</p> | <p>[担当課に確認した内容] 平成18年度の事務取扱に同じ</p> | <p>○H22任免通報通知対応の照会(課長名) (調査対象者) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(障害の有無の確認方法) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(ガイドラインについて) H21年通報通知対応の照会と同様に、管理職用資料にプライバシーガイドラインを参考にするよう記載。</p> <p>(その他) ・障害がある場合に回答を記入(ない場合は記入不要)</p> | <p>○H22任免通報通知対応の照会(課長名) (注)本調査は、同年4月6日の状況についての調査。調査結果は「法に基づく通報に利用する」とされているため、通報通知対応の照会と位置付けている。</p> <p>(調査対象者) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) ・職員通知用資料において、「この調査の対象となる障害者とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方です。 また、身体障害者手帳がない方でも、御自身が該当すると思われる場合は、管理職にご相談ください。」と記載。</p> <p>(障害の有無の確認方法) H21年通報通知対応の照会と同内容(「記入上の注意」における「障害のある教職員を把握してください。障害者手帳を所持しない教職員も把握してください。」等の記載も同じ。)</p> <p>(ガイドラインについて) H21年通報通知対応の照会と同様に、記入上の注意に、プライバシーガイドラインを参考にするよう記載。また、管理職用資料に、同ガイドラインを基にした記載。</p> <p>(その他) ・障害がある場合に回答を記入(ない場合は記入不要)</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H22年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|------------------|--|--|--|---|
| 平成22年 (2010年) | <p>○H22任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容 ・精神障害: H18と同内容 <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> <p style="color: purple;">厚生労働大臣による適正実施勧告</p> | <p>【担当課に確認した内容】 平成18年度の事務取扱に同じ</p> | <p>○H22任免通報通知対応の照会(課長名) (調査対象者) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(障害の有無の確認方法) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(ガイドラインについて) H21年通報通知対応の照会と同様に、管理職用資料にプライバシーガイドラインを参考にするよう記載。</p> <p>(その他) ・障害がある場合に回答を記入(ない場合は記入不要)</p> | <p>○H22任免通報通知対応の照会(課長名) (調査対象者) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) ・H22任免通報通知対応の照会と同様に、職員通知用資料において、「身体障害者手帳がない方でも、御自身が該当すると思われる場合は、管理職にご相談ください。」と記載。</p> <p>(障害の有無の確認方法) H21年通報通知対応の照会と同内容(「記入上の注意」における「障害のある教職員を把握してください。障害者手帳を所持しない教職員も把握してください。」等の記載も同じ。)</p> <p>(ガイドラインについて) H21年通報通知対応の照会と同様に、記入上の注意に、プライバシーガイドラインを参考にするよう記載。また、管理職用資料に、同ガイドラインを基にした記載。</p> <p>(その他) ・障害がある場合に回答を記入(ない場合は記入不要)</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H23年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|------------------|--|--------------------------------|---|---|
| 平成23年 (2011年) | ○H23任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載) ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容 ・精神障害: H18と同内容 (ガイドラインについて) H18と同内容 厚生労働大臣による適正実施勧告 | 【担当課に確認した内容】 平成18年度の事務取扱に同じ | ○H23任免通報通知対応の照会(課長名) (調査対象者) H21年通報通知対応の照会と同内容 (制度の対象と範囲の記載) H21年通報通知対応の照会と同内容 (障害の有無の確認方法) H21年通報通知対応の照会と同内容 (ガイドラインについて) H21年通報通知対応の照会と同様に、管理職用資料にプライバシーガイドラインを参考にするよう記載。 (その他) ・障害がある場合に回答を記入(ない場合は記入不要) | 【担当課に確認した内容】 平成22年度と同様の調査を行っていたと推測される。 |

| |
|---------|
| 法定:2.0 |
| 実際:1.67 |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H24年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|---|--|--|--|---|
| <p>平成24年 (2012年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;"> 法定:2.0 実際:1.67 </div> | <p>○H24任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容(根拠条文の条変更有) ・精神障害: H18と同内容(根拠条文の条変更有) <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> <p style="color: purple;">厚労省職業安定局長から、速やかな法定雇用率の達成を求める要請。</p> | <p>[担当課に確認した内容] 平成18年度の事務取扱に同じ</p> | <p>○H24任免通報通知対応の照会(課長名) (調査対象者) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(障害の有無の確認方法) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(ガイドラインについて) H21年通報通知対応の照会と同様に、管理職用資料にプライバシーガイドラインを参考にするよう記載。</p> <p>(その他) ・障害がある場合に回答を記入(ない場合は記入不要)</p> | <p>○H24任免通報通知対応の照会(課長名) (調査対象者) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員通知用資料において、「この調査の対象となる障害者とは、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方です。 御自身が該当すると思われる場合は、管理職にご相談ください。」と記載。(H22通報通知照会における「身体障害者手帳がない場合でも」の記載が削除) <p>(障害の有無の確認方法) 調査要領・調査票はH21年通報通知対応の照会と同内容。 新たに、調査票の「記入例」が添付されており、ここで「障害者手帳を所持している場合はその等級を選択。手帳を所持していない場合は「無」を選択。」と記載。</p> <p>(ガイドラインについて) H21年通報通知対応の照会と同様に、管理職用資料及び記入上の注意に、プライバシーガイドラインを参考にするよう記載。</p> <p>(その他) ・障害がある場合に回答を記入(ない場合は記入不要)</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H24年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|------------------|--|---|--|--|
| 平成24年 (2012年) | <div data-bbox="450 376 660 459" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 障害の範囲に知的・精神を追加 </div> | <p>H25年1月 自主調査(教育長名) (調査対象者) 過当たりの所定労働時間が20時間以上のすべての職員(臨時的任用職員、再任用職員、非常勤職員を含む。)</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) 身体障害: 「身体障害者」とは、原則として身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者をいいます。ただし、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は6級とします。 なお、身体障害者の障害程度等級は、別添のとおりですのでご注意ください。」</p> <p>知的障害: 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターより知的障害者と判定された者をいいます。」</p> <p>精神障害: 「精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。」</p> | <p>H25年1月 自主調査(教育長名) (調査対象者) H21年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) 身体障害: 「身体障害者」とは、原則として身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者をいいます。ただし、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は6級とします。 なお、身体障害者の障害程度等級は、別添のとおりですのでご注意ください。」</p> <p>知的障害: 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターより知的障害者と判定された者をいいます。」</p> <p>精神障害: 「精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。」</p> | <p>H25年1月 自主調査(教育長名) (調査対象者) 本採用教職員、臨時的任用教職員、任期付き短時間勤務教職員及び再任用教職員(非常勤講師、臨時職員、嘱託職員及び校医等を除く)</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) 身体障害: 「身体障害者」とは、原則として身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者をいいます。ただし、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は6級とします。 なお、身体障害者の障害程度等級は、別添のとおりですのでご注意ください。」</p> <p>知的障害: 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターより知的障害者と判定された者をいいます。」</p> <p>精神障害: 「精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。」</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H24年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|------------------|--|--|---|--|
| 平成24年 (2012年) | <p style="text-align: center;">障害の有無に関わらず回答を求める(究極的には任意)</p> | <p>H25年1月 自主調査(教育長名)</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 ・記入者(職員個人)の調査用紙・調査票 調査票で、「障害の級」欄は、障害者手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている級を、記入してください。「身体障害者手帳を所持しない場合でも、医師の診断書・意見書により身体障害者1級から6級に該当することが確認できる場合は、対象となりますので、該当事項を記入してください」と記載。 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) 障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> | <p>H25年1月 自主調査(教育長名)</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 調査票で、「障害の級」欄は、障害者手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている級を、記入してください。「身体障害者手帳を所持しない場合でも、医師の診断書・意見書により身体障害者1級から6級に該当することが確認できる場合は、対象となりますので、該当事項を記入してください」と記載。 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) 障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> | <p>H25年1月 自主調査(教育長名)</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 「対象となる障害の程度」について「障害者手帳を所持しない場合で、医師の診断書・意見書により身体障害者1級から6級に該当することを本人が申告してきた場合については、別添(身体障害者障害程度等級表)を参照し、確認できる範囲で記載するようにしてください。なお、この調査において、医師の診断書・意見書を提出させるというものではございません」と記載。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 調査票で、「障害の級」欄は、障害者手帳をお持ちの方は、手帳に記載されている級を、記入してください。「障害者手帳を所持しない場合でも、医師の診断書・意見書により身体障害者1級から6級に該当することが確認できる場合は、対象となりますので、該当事項を記入してください」と記載。 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) 障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H25年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|--|--|--|--|--|
| <p>平成25年 (2013年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 法定:2.2 実際:1.76 </div> | <p>○H25任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容(H24に根拠条文の変更) ・精神障害: H18と同内容(H24に根拠条文の変更) <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> | <p style="text-align: center; color: purple;">平成25年度「課題と目標の方向性」に関する幹部打合せ(4月):29年度に法定雇用率の達成を目指す旨を共有</p> <p>○H25任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容(但し、H25年1月調査での申告内容から変更のない場合は、本調査時の申告は省略可)</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) 身体障害: H25年1月自主調査と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(障害の有無の確認方法) ・調査要領 H25年1月自主調査と同内容で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。</p> <p>・記入者(職員個人)の調査用紙・調査票 H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> | <p>○H25任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容(但し、H25年1月調査での申告内容から変更のない場合は、本調査時の申告は省略可)</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) 身体障害: H25年1月自主調査と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(障害の有無の確認方法) ・調査要領 H25年1月自主調査と同内容で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。</p> <p>・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> | <p>○H25任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容(但し、H25年1月調査での申告内容から変更のない場合は、本調査時の申告は省略可)</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) 身体障害: H25年1月自主調査と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(障害の有無の確認方法) ・調査要領 所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 なお、H25年1月自主調査における「障害者手帳を所持しない場合で、医師の診断書・意見書により身体障害者1級から6級に該当することを本人が申告してきた場合については、別添(身体障害者障害程度等級表)を参照し、確認できる範囲で記載するようにしてください。 なお、この調査において、医師の診断書・意見書を提出させるといものではございません」との記載は削除。</p> <p>・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H25年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|------------------|----------------------|-----------|---------------|--|
| 平成25年 (2013年) | | | | <p>H25年12月自主調査(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載) 身体障害: H25年1月自主調査の記載に加え、「また、障害者手帳取得の有無に関係なく、別添「身体障害者障害程度等級表」を御覧いただき、該当する場合には、記入してください。なお、障害者手帳がない場合には、等級は記入しないでください。」と記載。 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(障害の有無の確認方法) ・調査要領 調査要領はH25年1月自主調査に加え、身体障害者に係る上記記載が追加。 また、校長の記入する様式の「記入例」に「障害者手帳を取得していない場合、校長先生の把握した範囲で備考欄に状況をお書きください。」と記載。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 教育長名の調査用紙(「職員の皆様」あての文書)で、「今後の採用計画を策定する上で、障害者手帳保有の有無に関わらず、状況を把握することとしました」と記載。 調査票で、H25年1月自主調査の記載に加え、「障害者手帳がなく、医師の診断書・意見書などが無い場合にも別添「身体障害者障害程度等級表」を御覧いただき、該当すると思われる場合には記入してください。」との記述が追加。また、記入例で「障害者手帳無の場合」が追加。 また、調査票の区分に「手帳」の欄が追加。</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H25年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|------------------|----------------------|-----------|---------------|--|
| 平成25年 (2013年) | | | | <p>○H25年12月自主調査(教育長名) (ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H26年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|---|---|---|--|--|
| <p>平成26年 (2014年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;"> 法定:2.2 実際:1.97 </div> | <p>○H26任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容(H24に根拠条文の変更) ・精神障害: H18と同内容(H24に根拠条文の変更) <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> <p style="color: purple;">厚労省職業安定局長から通知。内容は、法定雇用率が達成されるよう積極的な取組の推進や、在職障害者数等の正確な把握に基づく積極的・計画的な障害者採用等を求めるもの。</p> | <p style="color: purple;">平成26年度「課題と目標の方向性」に関する幹部打合せ(4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村支援部による、平成25年12月自主調査において、手帳の確認を要件としない取組が共有された。具体的には、手帳をまだ持っていない人については、障害者数に計上しつつ、今後手帳の取得を奨励していくこととされた。 <p>○H26任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <p>身体障害: H25年1月自主調査と同内容を記述した後、「また、障害者手帳の保有の有無に関係なく、別添等級表を御覧いただき、該当する場合には記入してください。」との記述が追加されている。</p> <p>知的障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>精神障害: H25年1月自主調査と同内容</p> | <p>○H26任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <p>身体障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>知的障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>精神障害: H25年1月自主調査と同内容</p> | <p>○H26任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <p>身体障害: H25年1月自主調査と同内容であり、同年の12月自主調査の記載にあった「また、障害者手帳取得の有無に関係なく、別添「身体障害者障害程度等級表」を御覧いただき、該当する場合には、記入してください。なお、障害者手帳がない場合には、等級は記入しないでください。」との記述が削除。</p> <p>知的障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>精神障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p style="color: blue;">「平成25年12月調査で、提出(申告)した方については、今回の調査でも提出(申告)するようお願いします。」と記載。</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H26年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|------------------|----------------------|--|---|---|
| 平成26年 (2014年) | | <p>○H26任免通報通知対応の照会(教育長名)</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 身体障害者について、「障害者手帳の保有の有無に関係なく、別添等級表を御覧いただき、該当する場合には記入してください。」と追記。 ・記入者(職員個人)の調査用紙・調査票 ・教育長名の調査用紙(「職員の皆様、あての文書」で、「今後の採用計画を策定する上で、障害者手帳保有の有無に関わらず、状況を把握することとしました」と記載。 ・調査票で、H25年1月自主調査の記載に加え、「障害者手帳がなく、医師の診断書・意見書などがない場合にも別添「身体障害者障害程度等級表」を御覧いただき、該当すると思われる場合には記入してください。」との記述が追加。 また、調査票の区分に「手帳」の欄が追加。 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> | <p>○H26任免通報通知対応の照会(教育長名)</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 H25年1月自主調査と同内容で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 H25年1月自主調査と同内容。 調査用紙(「教職員の皆様、あての文書」では、他課とは違い、「手帳保有の有無に関わらず、状況を確認することとしました」との記載はない <p>(ガイドラインについて) ・課長名の各校長宛での事務連絡で、「調査に当たっては、厚生労働省「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に留意し、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします」と記載。</p> <p>(その他) ・H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。 ・上記事務連絡において、「この調査への協力は任意であること」を記載。</p> | <p>○H26任免通報通知対応の照会(教育長名)</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 H25年12月自主調査から、身体障害者に係る上記記載が削除。この結果、H25年1月調査と同内容となった。 また、校長の記入する様式の「記入例」の記載はH25年12月調査と同内容。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 調査用紙で「今後の採用計画を策定する上で、障害者手帳保有の有無に関わらず、状況を把握することとしました」と記載が削除。 また、「ただし、教小第382号、平成25年11月25日付調査で、障害者手帳がなく提出(申告)された方は、今回の調査でも情報を御提供ください」と記載。 調査票は、H25年12月自主調査と同内容。 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H27年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|---|--|--|---|---|
| <p>平成27年 (2015年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;"> 法定:2.2 実際:1.97 </div> | <p>○H27任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容(H24に根拠条文の変更) ・精神障害: H18と同内容(H24に根拠条文の変更) <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> | <p>○H27任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害: H26年通報通知対応の照会と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容 <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 H25年1月自主調査と同内容で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 ・記入者(職員個人)の調査用紙・調査票 H26年通報通知対応の照会と同内容 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> | <p>○H27任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害: H25年1月自主調査と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容 <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 H25年1月自主調査と同内容で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 H25年1月自主調査と同内容 <p>(ガイドラインについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26年と同様に、課長名の各校長宛ての事務連絡で、プライバシーガイドラインに留意した対応を依頼。 <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。(ただし、H26年照会についていた課長名の各校長宛ての事務連絡がない。)</p> | <p>○H27任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害: H25年1月自主調査と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容 <p>「平成26年5月に実施した調査で提出(申告)した方についても、改めて提出(申告)するようお願いいたします。」と記載。</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 H26年任免通報通知対応の照会と同内容(=H25年1月自主調査)。また、校長の記入する様式の「記入例」の記載もH25年12月調査と同内容。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 調査用紙は、H26年任免通報通知対応の照会の記述から「今回いただいた情報を、毎年度利用させていただく予定であることから」の記載が削除。 また、「平成26年5月に実施した調査で提出(申告)された方も、改めて提出(申告)をお願いします。」と記載。(上記と同内容) 調査票は、H25年12月自主調査と同内容。 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H28年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|---|---|--|--|---|
| <p>平成28年 (2016年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 法定: 2.2 実際: 2.21 </div> | <p>○H28 任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容(H24に根拠条文の変更) ・精神障害: H18と同内容(H24に根拠条文の変更) <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> | <p>○H28 任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害: H26年通報通知対応の照会と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容 <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 H25年1月自主調査と同内容で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 ・記入者(職員個人)の調査用紙・調査票 調査用紙の様式及び、文書の主体(教育長→埼玉県教育委員会)が変更。「障害の有無にかかわらず、調査票への記入・提出をお願いします」と記載している。 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> | <p>○H28 任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害: H25年1月自主調査と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容 <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 H25年1月自主調査と同内容で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 H25年1月自主調査と同内容。 調査用紙は、教育長名で発出されている。 <p>(ガイドラインについて) ・H26年と同様に、課長名の各校長宛での事務連絡で、プライバシーガイドラインに留意した対応を依頼。</p> <p>(その他) ・H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。 ・上記事務連絡において、「この調査への協力は任意であること」を記載。</p> | <p>○H28 任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害: H25年1月自主調査と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容 <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 H26年任免通報通知対応の照会と同内容(=H25年1月自主調査)。 校長の記入する様式の「記入例」が廃止。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 教育長名義の調査用紙が廃止。かわって追加された埼玉県教育委員会名義の「障害者雇用の状況調査のお願い」との文書では、障害の有無の確認方法に係る記載は無い。 調査票は、以下の変更。 「過去1年において、身体障害者手帳の交付を受けていないが、別紙「身体障害者程度等級表」1級から6級に該当することになったと思われる方」も障害の区分や級等を記入する。 過去に障害者である旨を申告した者に対して手帳の返却等により該当しなくなった場合には、その旨を回答する。 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) ・H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> |
| 所属長を経由せず、所管の任用関係3課に直接回答する方法を開始 | | | | |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H29年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|---|--|---|--|--|
| <p>平成29年 (2017年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 法定: 2.2 実際: 1.55 (再調査後) </div> | <p>○H29任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害: H16と同内容 ・知的障害: H16と同内容(H24に根拠条文の変更) ・精神障害: H18と同内容(H24に根拠条文の変更) <p>(ガイドラインについて) H18と同内容</p> | <p>○H29任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害: H26年通報通知対応の照会と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容 <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 調査様式に係る記載に微修正はあるものの、H25年1月自主調査と同内容で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 ・記入者(職員個人)の調査用紙・調査票 調査用紙は、H28年通報通知対応の照会の記述に加え、「障害の有無、手帳の所持等の有無に関わらず、調査票への記入・提出をお願いします」と記載。 調査票は、H26年通報通知対応の照会の記述に加え、手帳の種類に関する記述が追加。 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> | <p>○H29任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害: H25年1月自主調査と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容 <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 H25年1月自主調査と同内容で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 H25年1月自主調査と同内容 <p>(ガイドラインについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H26年と同様に、課長名の各校長宛ての事務連絡で、プライバシーガイドラインに留意した対応を依頼。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。 ・上記事務連絡において、「この調査への協力は任意であること」を記載。 | <p>○H29任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害: H25年1月自主調査と同内容 知的障害: H25年1月自主調査と同内容 精神障害: H25年1月自主調査と同内容 <p>(障害の有無の確認方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査要領 H26年任免通報通知対応の照会と同内容(=H25年1月自主調査)。 ・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 H28年任免通報通知対応の照会と同様、調査用紙はなく、埼玉県教育委員会名義の「障害者雇用の状況調査のお願い」との文書では、障害の有無の確認方法に係る記載は無い。 調査票は、H28年任免通報通知対応の照会と同内容。 <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H30年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|--|--|---|---|--|
| <p>平成30年 (2018年)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 法定: 2.4 実際: 1.66 (再調査後) </div> | <p>○H30任免通報通知 (制度の対象と範囲の記載)</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 2px; margin-left: 20px; width: fit-content;"> 障害の範囲の 記載を修正 </div> <p>・身体障害: 「身体障害者」とは、身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、その等級が1級から6級に該当する者とし、「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級に該当する者とする。</p> <p>なお、身体障害者の障害程度等級について、具体的には別添(参考)のとおりであるので留意すること。</p> <p style="color: blue;">そのほか、対象となるか否かの判断については、下記問い合わせ先まで照会すること。」</p> <p>・知的障害: H16と同内容(H24に根拠条文の変更)</p> <p>・精神障害: 「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。</p> <p>なお、(略。精神障害者である短時間勤務職員の取扱に係る記載)」</p> | <p>○H30任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <p>身体障害: H26年通報通知対応の照会と同内容</p> <p>知的障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>精神障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <p>・調査要領 H29年通報通知対応の照会と同内容(=H25年1月自主調査とほぼ同内容)で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。</p> <p>・記入者(職員個人)の調査用紙・調査票 H29年通報通知対応の照会と同内容。</p> <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> | <p>○H30任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <p>身体障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>知的障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>精神障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <p>・調査要領 H25年1月自主調査と同内容で、所属長による手帳の確認に係る記載は無い。</p> <p>・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(ガイドラインについて) ・H26年と同様に、課長名の各校長宛ての事務連絡で、プライバシーガイドラインに留意した対応を依頼。</p> <p>(その他) ・H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。 ・上記事務連絡において、「この調査への協力は任意であること」を記載。</p> | <p>○H30任免通報通知対応の照会(教育長名) (調査対象者) H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(制度の対象と範囲の記載)</p> <p>身体障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>知的障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>精神障害: H25年1月自主調査と同内容</p> <p>(障害の有無の確認方法)</p> <p>・調査要領 H26年任免通報通知対応の照会と同内容(=H25年1月自主調査)。</p> <p>・記入者(教職員個人)の調査用紙・調査票 H28年任免通報通知対応の照会と同様、調査用紙はなく、埼玉県教育委員会名義の「障害者雇用の状況調査のお願い」との文書では、障害の有無の確認方法に係る記載は無い。</p> <p>調査票は、H28年任免通報通知対応の照会と同内容。</p> <p>(ガイドラインについて) ガイドラインに係る記載はない。</p> <p>(その他) ・H25年1月自主調査と同内容で、障害がない場合も記入を求めているが、「提出を拒む職員に対しては、強く提出を求める必要はありません」とも記載している。</p> |

障害者雇用に係るこれまでの経緯の検証(詳細版) H30年

| | 国 埼玉県教委のやり取り、国の制度の変化 | 教育総務部 総務課 | 県立学校部 県立学校人事課 | 市町村支援部 小中学校人事課 |
|------------------|---|-----------|---------------|----------------|
| 平成30年 (2018年) | <p>○H30任免通報通知 (ガイドラインについて)</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">ガイドラインの 記載を修正</p> <p>「障害者である職員数の把握に当たっては、別紙8「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」()に従い、プライバシーに配慮した情報収集を行い、適正な方法により把握すること。 障害者である職員の数を計上するに当たっては、上記2の対象となる障害者であることを身体障害者手帳、知的障害者と判定された旨が確認できる書類(療育手帳、上記2口の記載した機関の発行した判定書)、精神障害者保健福祉手帳により確認した上で、適正な通報を行うこと。 把握・確認方法について疑義がある場合は、下記問い合わせ先まで照会すること。」</p> <p>()「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」は平成17年11月に通知したものであり、以下の人数等が平成30年4月現在とは異なっております。(略)</p> | | | |